2021年度
第4回業務委員会 資料№6-1

ご契約中のお客さまへ

当団地は令和　年　月　日付で、ガス事業法令に基づくガス料金等に関する規制が解除されることになりました。これに伴い、令和　年　月　日時点で簡易ガス供給約款によりガスの供給をさせていただいているお客さまにつきましては、令和　年　月　日以降、約款の規定を一部変更させていただきますが、基本的には、これまでの供給条件を継続した供給契約とさせていただきます。

1.　対象契約種別

簡易ガス供給約款

2.　変更の内容

下記のように約款を一部変更いたしますが、変更後の契約条件等に異議がある場合は、解約金が発生することなく、解約することができます。ただし、集合住宅等では、お住まいの方々の総意により解約できない場合がありますので、家主・管理組合等にご確認ください。

なお、このほか、ガス事業法令の改正に伴い、又は用語の整理により、約款を一部変更していますが、実質的な内容の変更はございません。

① 供給条件等を記載した供給約款の名称を「簡易ガス供給約款」から「**ガス小売供給約款**」に変更いたします。また、「ガス使用契約」から「**ガス小売供給契約**」に変更いたします。

② ご契約中であっても、供給条件等を変更することがあります。その場合は、変更する内容及び効力発生時期を原則として変更実施日の○日前までに変更後のガス小売供給約款を営業所等に掲示するなどして周知します。

③ また、供給条件等の変更の際は、変更しようとする事項を、訪問、書面の送付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により、当該変更をしようとする事項を説明し、交付する書面に記載することについてあらかじめ承諾していただきます。

ただし、供給条件等の変更が、法令の制定又は改廃に伴う変更、又は実質的な変更を伴わないものについては、特に求めがない限り、書面に記載しないことがあることをあらかじめ承諾していただきます。

④ ガス料金を支払期限内にお支払いいただけない場合などには、当社から契約を解除させていただくことがありますが、その際は、解除日の遅くとも 15 日前と 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。

⑤ また、契約解除前にガスの供給を停止する場合の事由として「お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合及び不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき」を新たに対象とさせていただきます。契約解除前のガスの供給停止の場合も、上記と同様に供給停止前に 2 回通知いたします。

⑥ お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は、「申出の日から○日以降の定例検針日の翌日から」とさせていただきます。

⑦ 保安上必要と認める場合は、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転又は特別の施設の設置を求め、その費用をお客さまに負担していただく場合があります。

⑧ 保安のため必要な場合は、ガス小売供給契約を解除された後であっても、使用場所に立ち入らせていただきます。

⑨ 契約変更年月日：令和　年　　月　　日

※変更後の供給条件（ガス小売供給約款）は営業所等に掲示しておりますので、ご覧ください。　　（ご希望のお客さまは、送付いたしますので当社へご連絡ください。）

※お客さまに十分にご理解いただくために、この書面は複数回通知させていただきます。ご迷惑をおかけしますが、何卒よろしくお願いいたします。

※上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

○ 上記変更内容等にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、令和　年　月　日までに、当社へご連絡ください（解約の手続きを取らせていただきます）。

なお、ご承諾いただきましたお客さまには、令和　年　月　日より変更したガス小売供給契約に基づきガスを供給させていただきます。※実質的な変更はありません。

ガス小売全面自由化について

● **ガス小売全面自由化及び供給地点特定番号のご説明**

・平成 29 年 4 月 1 日から改正ガス事業法の施行によりガス小売全面自由化になり、原則として都市ガスの供給区域等及び旧簡易ガスの供給地点の独占並びに料金規制が廃止されました

・一方、当団地は、当分の間ガス料金等に関する従前の規制が継続されていましたが、令和　年 3 月 1 日をもって規制が解除されました。したがって、これまで当団地では、経済産業省の認可を得て（若しくは届け出て）ガス料金を設定してきましたが、今後はこのような行政手続きが不要になります。

・お客さまがガスの需要場所を特定する番号として、「○○○○（供給地点特定番号）」を設定します。この番号は、「ガスの使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせいたします。

今後とも、○○ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。令和　年 3 月以降も引き続き、当社とご契約いただける場合は、改めてのお手続きは不要です。

＊供給条件等の概要　（従来と変更点のない事項です。詳細は裏面をご参照ください）

① ガス料金について

・料金表（税込）

	0～8㎥まで	8.1～30㎥まで	30㎥超から
基本料金			
基準単位料金			

・実際に適用する従量料金は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定します。

・ガス料金は検針票でご確認ください。

・検針票に記載しているガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金により計算いたします。また、調整単位料金は原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。

・ガス料金はすべて税込みです。支払義務発生日（検針日等）から 20 日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（○%割増）となります。

・ガス料金は、口座振替、払込みその他の方法により、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（支払期限）までにお支払いただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。

② 供給施設等の設置工事について

お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用）は、お客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解除される場合は、これに要する工事費をお客さまに負担していただき、変更又は解除によって生じた損害を賠償していただきます。

③ 保安上の取扱いについて

お客さまの資産については、お客さまの責任において管理していただきますが、ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。また、お客さまの承諾を得て、内管及びガス機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知しますが、調査できなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客さまが損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。なお、調査の際はお客さま等の立会が必要となります。

(ガス小売登録番号：○○○○○) ○○ガス株式会社　住所　○○市○○○○○○

【お問い合わせ窓口】
○○ガスお客さまセンター
TEL：000-000-0000
受付時間：○○：○○～○○：○○（平日）
○○：○○～○○：○○（土日祝）

○○○○○○○プラン

供給条件における重要事項

下記の供給条件を必ずお読みいただいたうえで、お申込みください。

1. 申込みと契約の成立

①当社によるガスの供給を希望される方は、所定の申込書によるほか、電話、インターネット等により申し込みいただきます。
②ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

2. ガスの供給開始予定日

①新たに入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、ご希望日からガスの供給をいたします。
②ガス小売供給契約を他の事業者から当社に切り替えて申込みいただく場合は、切替手続きと切替作業が完了した日から供給を開始いたします。

3. 供給するガスの圧力及び成分

①当社が供給するガスはＬＰガス、その規格は「い号」、標準熱量は 100.46 メガジュール
②最高圧力は 3.2 キロパスカル、最低圧力は 2.2 キロパスカル
③供給するガスの成分は、プロパン及びプロピレンの合計量○○%以上、エタン及びエチレンの合計量 5%以下、ブタジエン 0.5%以下

4. ガス料金について

①ガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金によります（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）。調整単位料金は基準単位料金に原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
②支払義務が発生する日（以下「支払義務発生日」といいます。）は、原則として検針日に発生し、その翌日から２０日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）にお支払いいただいたときは早収料金を適用いたします。なお、口座振替又はクレジットカードによりガス料金のお支払いをいただいている場合は、当社の都合により、ガス料金を早収料金適用期間経過後に口座から引き落とした場合、又はクレジットカード会社から当社に対する立替え払いがあった場合、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。

（(税込)

	０から８㎥まで	８.１から３０㎥まで	３０㎥超
基本料金			
基準単位料金			

算出方法（円未満切捨て）

基本料金 ＋ 調整単位料金（基準単位料金±基準単位料金調整額） × 使用量

③お支払いが、早収料金適用期間後に行われる場合には、早収料金に○○パーセント割増しした額（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）をお支払いいただきます。

5. 検針及び使用量の算定

①あらかじめ定めた日に毎月１度検針を行います。（この検針を行った日を「定例検針日」といいます。）
②前回の検針及び今回の検針におけるガスメーターの指示値により、その料金算定期間の使用量を算定し、検針票等（インターネットでの開示または電子メールの送信含む。）でお知らせいたします。

6. 供給施設の所有関係について

①内管やガス栓はお客さまの資産とし、ガスメーター及び敷地外のガス本支管などのガス設備は、当社の所有物となります。
②内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額をお支払いいただくまでは当社が留保し、お客さまは当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。

7. 工事費等

①お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）は、お客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解除される場合は、これに要した工事費を負担していただきます。
②ガスメーターを設置するとき、及びお客さまの申し込みにより供給管の位置変えを行うとき、これらに要する工事費（消費税等相当額を含む設計見積金額といたします。）は、ご負担していただきます。

8. その他ご負担いただく費用

①次のものは、原則として、ガス料金と合せてお支払いいただきます。
請求書発行手数料：xxx 円（税込）/月、振込用紙発行手数料：xxx 円（税込）、解約事務手数料： xxx 円（税込）

9. ガス料金等の支払い方法

①ガス料金は、口座振替、クレジットカード払い、払込みその他の方法又は集金員への直接支払いの方法によっていただきます。なお、支払期限は、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目といたします。
②遅収料金のお支払いは、早収料金に相当する額を支払期限までにお支払いいただき、この額と遅収料金との差額は、当社の請求により翌月以降にお支払いいただきます。
③工事費、供給施設の修繕費その他のガス料金以外の代金については、原則、払込みの方法でお支払いいただきます。

10. 保安等に対するお客さまへのお願い

①お客さま資産については、お客さまの責任において管理していただきます。
②ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。お客さまの承諾を得て、内管及び消費機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知いたします。また、調査ができなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客様が損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。なお、調査の際はお客さま等の立会が必要となります。
③②の調査について、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合しない旨の通知を受けたとき、適合するように改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
④保安のため必要な場合には、係員がお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入ることを承諾していただきます。保安のため必要な場合には、ガス小売供給契約を解除された後であっても、立ち入ることを承諾いただきます。なお、立ち入る際には、お客さまの求めに応じ、係員は所定の身分証明書を提示いたします。
⑤ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社は報道機関、印刷物等を通じガス事業法令の定める必要な事項を周知いたします。お客さまは十分にご確認をお願いします。
⑥ガス漏れを感知した場合は、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に連絡していただきます。
⑦ガスの供給又は使用が中断された場合、復旧のためにマイコンメーターの操作をしていただくことがあります。ガスの供給又は使用の状態が復旧しないときは、上記⑥の場合に準じて当社に連絡していただきます。
⑧保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、また、その際はお客さまに費用を負担していただくこともあります。場合によっては使用をお断りすることがあります。
⑨お客さまが、当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設やガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置することはできません。
⑩災害その他の不可抗力による場合、ガス工作物の修理その他工事による保安上必要がある場合等は、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。その場合、状況の許す限り、その旨をあらかじめ、適切な方法でお知らせいたします。
⑪その他、保安の確保を図るため、ガス小売供給約款に定める事項を遵守していただきます。

11. お客さまからの申出によるガス小売供給契約の変更・解除

①契約内容の変更の申し出があった場合、その変更は、申出の日から○日以降の定例検針日の翌日から適用といたします。
②ガス小売供給契約を解除しようとするお客さまは、あらかじめ解除しようとする日（以下「解除日」といいます。）と併せて、その旨をお申し出いただきます。

12. 当社からの申出によるガス小売供給契約の解除

①お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、ガス小売供給契約を当社から解除することがあります。また、契約解除をする場合は、解除日の遅くとも 15 日前及び 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。
イ.ガス料金の支払期限を経過してもなお、お支払いいただけない場合
ロ.ガス小売供給契約以外の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金及び料金以外の債務についてお支払いいただけない場合
ハ. お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき
ニ. その他ガス小売供給約款に違反し、その旨を警告しても改めていただけない場合
②契約解除前にガスの供給を停止する場合も、上記と同様に 2 回通知いたします。

13. 長期契約に係る割引き

○年単位でのガス小売供給契約を締結いただく場合、月々の基準単位料金から○銭/㎥（税込）の金額を割り引きいたします。○×割のご契約期間が○年以上となった場合は、上記単価を○銭/㎥（税込）に変更し、割り引きいたします。

14. 変更・解約に伴う費用

①割引契約（○○プラン）の違約金
割引適用開始日の次の定例検針日から○○か月以内に「○○プラン」契約の解除の申出、又はガス小売供給契約の解除の申出があった場合には、xxx 円（税込）の違約金を、原則として、ガス料金と合せてお支払いいただきます。
②消費機器等の買取金額
契約期間内に、ガス小売供給契約の解除の申出があったときは、当社が負担して設置した消費機器等を買い取っていただきます。その買取金額は以下の算式により、原則として、ガス料金と合せてお支払いいただきます。
（算定式）買取金額＝ 設置及び設備費用－（設置及び設備費用÷（契約年数×12 か月）×経過月数）

15. 各種の手続き・お問合せ

お客さまのガスの需要場所を特定する番号として、お客さま契約番号（仮）（供給地点特定番号）を検針票等で案内いたします。ガス小売供給契約の内容の変更・解除の手続き、お問合せは、下記までご連絡ください。

＜今後の供給について＞

①契約の締結後に供給条件を変更する場合やこの書面に記載のない事項の取扱いは、営業所等又は、ホームページでガス小売供給約款に定める最新の供給条件により確認することができます。
②ガス小売供給約款を変更する場合において、変更前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付は、ガス小売供給約款に定めた方法により行います。なお、お客さまが、変更を承諾いただけない場合は契約を解除することができます。

ガス小売事業者	○○ガス㈱（登録番号）　代表取締役社長　○○　○○ 住所： 電話番号：　（携帯電話、PHS も御利用いただけます） [受付時間：（平日）××：00～××：00（土日休祝日）××：00～××：00] **Web サービスによるお手続き・お問合せ（引越しの手続きや契約変更などのお申込み等）** ホームページ： メールアドレス： **◆ガス漏れ等の緊急時は直ちに下記までご連絡ください。** 電話番号：　（携帯電話、PHS も御利用いただけます）
代理店（媒介）・取次店	○×㈱　代表取締役社長　○○　○○ 住所： 電話番号：　（携帯電話、PHS も御利用いただけます） [受付時間：（平日）××：00～××：00（土日休祝日）××：00～××：00] メールアドレス： **Web サービスによるお手続き・お問合せ（引越しの手続きや契約変更などのお申込み等）** ホームページ： **◆セット商品・お手続き等に関しては、代理店（媒介）・取次店に問い合わせください。**

2021年度
第4回業務委員会　資料№6-2

契約を継続していただいたお客さまへ

当団地は令和４年３月１日付で、ガス事業法令に基づくガス料金等に関する規制が解除されました。
これに伴い、令和４年２月28日時点で簡易ガス供給約款によりガスの供給をさせていただいているお客さまは、令和４年３月１日以降、「ガス小売供給約款」による「ガス小売供給契約」に基づいてガスの供給を継続させていただきます。
また、既にお知らせしましたように、約款の規定を一部変更していますが、基本的には、これまでの供給条件を継続した供給契約とさせていただいております。

1.　対象契約種別

簡易ガス供給約款

2.　変更の内容

下記のように約款を一部変更いたしました。
なお、このほか、ガス事業法令の改正に伴い、又は用語の整理により、約款を一部変更していますが、実質的な内容の変更はございません。

①　供給条件等を記載した供給約款の名称を「簡易ガス供給約款」から「**ガス小売供給約款**」に変更いたしました。また、「ガス使用契約」から「**ガス小売供給契約**」に変更いたしました。

②　ご契約中であっても、供給条件等を変更することがあります。その場合は、変更する内容及び効力発生時期を原則として変更実施日の○日前までに変更後のガス小売供給約款を営業所等に掲示するなどして周知します。

③　また、供給条件等の変更の際は、変更しようとする事項を、訪問、書面の送付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により、当該変更をしようとする事項を説明し、交付する書面に記載することについてあらかじめ承諾していただきます。
　ただし、供給条件等の変更が、法令の制定又は改廃に伴う変更、又は実質的な変更を伴わないものについては、特に求めがない限り、書面に記載しないことがあることをあらかじめ承諾していただきます。

④　ガス料金を支払期限内にお支払いいただけない場合などには、当社から契約を解除させていただくことがありますが、その際は、解除日の遅くとも15日前と5日前に文書等で2回通知いたします。

⑤　また、契約解除前にガスの供給を停止する場合の事由として「お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合及び不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき」を新たに対象とさせていただきます。契約解除前のガスの供給停止の場合も、上記と同様に供給停止前に2回通知いたします。

⑥　お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は、「申出の日から○日以降の定例検針日の翌日から」とさせていただきます。

⑦　保安上必要と認める場合は、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転又は特別の施設の設置を求め、その費用をお客さまに負担していただく場合があります。

⑧　保安のため必要な場合は、ガス小売供給契約を解除された後であっても、使用場所に立ち入らせていただきます。

⑨　契約変更年月日：平成30年3月1日

⑩　供給地点特定番号の「○○○○」は、「ガスの使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせいたします。

※変更後の供給条件（ガス小売供給約款）は営業所等に掲示しておりますので、ご覧ください。　（ご希望のお客さまは、送付いたしますので当社へご連絡ください。）

ガス小売全面自由化について

●　ガス小売全面自由化及び供給地点特定番号のご説明

・平成29年4月1日から改正ガス事業法の施行によりガス小売全面自由化になり、原則として都市ガスの供給区域等及び旧簡易ガスの供給地点の独占並びに料金規制が廃止されました。

・一方、当団地は、当分の間ガス料金等に関する従前の規制が継続されていましたが、令和4年3月1日をもって規制が解除されました。したがって、これまで当団地では、経済産業省の認可を得て（若しくは届け出て）ガス料金を設定してきましたが、今後はこのような行政手続きが不要になります。

・お客さまがガスの需要場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」を設定することとなっています。今後とも、○○ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

＊供給条件等の概要　（従来と変更点のない事項です。詳細は裏面をご参照ください）

①　ガス料金について

・料金表（税込）

	0～8㎥まで	8.1～30㎥まで	30㎥超から
基本料金			
基準単位料金			

・実際に適用する従量料金は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定します。

・ガス料金は検針票でご確認ください。

・検針票に記載しているガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金により計算いたします。また、調整単位料金は原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。

・ガス料金はすべて税込みです。支払義務発生日（検針日等）から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（○%割増）となります。

・ガス料金は、口座振替、払込みその他の方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。

②　供給施設等の設置工事について
　お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用）は、お客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解除される場合は、これに要する工事費をお客さまに負担していただき、変更又は解除によって生じた損害を賠償していただきます。

③　保安上の取扱いについて
お客さまの資産については、お客さまの責任において管理していただきますが、ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。また、お客さまの承諾を得て、内管及びガス機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知しますが、調査できなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客さまが損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。なお、調査の際はお客さま等の立会が必要となります。

(ガス小売登録番号：○○○○○)　○○ガス株式会社　住所　○○市○○○○○○○

【お問い合わせ窓口】
○○ガスお客さまセンター
TEL：000-000-0000
受付時間：○○：○○～○○：○○（平日）
　　○○：○○～○○：○○（土日祝）

○○○○○○○プラン

供給条件における重要事項

下記の供給条件を必ずお読みいただいたうえで、お申込みください。

1. 申込みと契約の成立

①当社によるガスの供給を希望される方は、所定の申込書によるほか、電話、インターネット等により申し込みいただきます。
②ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

2. ガスの供給開始予定日

①新たに入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、ご希望日からガスの供給をいたします。
②ガス小売供給契約を他の事業者から当社に切り替えて申込みいただく場合は、切替手続きと切替作業が完了した日から供給を開始いたします。

3. 供給するガスの圧力及び成分

①当社が供給するガスはＬＰガス、その規格は「い号」、標準熱量は 100.46 メガジュール
②最高圧力は 3.2 キロパスカル、最低圧力は 2.2 キロパスカル
③供給するガスの成分は、プロパン及びプロピレンの合計量○○%以上、エタン及びエチレンの合計量 5%以下、ブタジエン 0.5%以下

4. ガス料金について

①ガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金によります（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）。調整単位料金は基準単位料金に原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
②支払義務が発生する日（以下「支払義務発生日」といいます。）は、原則として検針日に発生し、その翌日から２０日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）にお支払いいただいたときは早収料金を適用いたします。なお、口座振替又はクレジットカードによりガス料金のお支払いをいただいている場合は、当社の都合により、ガス料金を早収料金適用期間経過後に口座から引き落とした場合、又はクレジットカード会社から当社に対する立替え払いがあった場合、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。

（(税込)

	０から８㎥まで	８.１から３０㎥まで	３０㎥超
基本料金			
基準単位料金			

算出方法（円未満切捨て）

基本料金 ＋ 調整単位料金（基準単位料金±基準単位料金調整額） × 使用量

③お支払いが、早収料金適用期間後に行われる場合には、早収料金に○○パーセント割増しした額（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）をお支払いいただきます。

5. 検針及び使用量の算定

①あらかじめ定めた日に毎月１度検針を行います。（この検針を行った日を「定例検針日」といいます。）
②前回の検針及び今回の検針におけるガスメーターの指示値により、その料金算定期間の使用量を算定し、検針票等（インターネットでの開示または電子メールの送信含む。）でお知らせいたします。

6. 供給施設の所有関係について

①内管やガス栓はお客さまの資産とし、ガスメーター及び敷地外のガス本支管などのガス設備は、当社の所有物となります。
②内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額をお支払いいただくまでは当社が留保し、お客さまは当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。

7. 工事費等

①お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）は、お客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解除される場合は、これに要した工事費を負担していただきます。
②ガスメーターを設置するとき、及びお客さまの申し込みにより供給管の位置変えを行うとき、これらに要する工事費（消費税等相当額を含む設計見積金額といたします。）は、ご負担していただきます。

8. その他ご負担いただく費用

①次のものは、原則として、ガス料金と合せてお支払いいただきます。
請求書発行手数料：xxx 円（税込）/月、振込用紙発行手数料：xxx 円（税込）、解約事務手数料： xxx 円（税込）

9. ガス料金等の支払い方法

①ガス料金は、口座振替、クレジットカード払い、払込みその他の方法又は集金員への直接支払いの方法によっていただきます。なお、支払期限は、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目といたします。
②遅収料金のお支払いは、早収料金に相当する額を支払期限までにお支払いいただき、この額と遅収料金との差額は、当社の請求により翌月以降にお支払いいただきます。
③工事費、供給施設の修繕費その他のガス料金以外の代金については、原則、払込みの方法でお支払いいただきます。

10. 保安等に対するお客さまへのお願い

①お客さま資産については、お客さまの責任において管理していただきます。
②ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。お客さまの承諾を得て、内管及び消費機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知いたします。また、調査ができなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客様が損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。なお、調査の際はお客さま等の立会が必要となります。
③②の調査について、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合しない旨の通知を受けたとき、適合するように改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
④保安のため必要な場合には、係員がお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入ることを承諾していただきます。保安のため必要な場合には、ガス小売供給契約を解除された後であっても、立ち入ることを承諾いただきます。なお、立ち入る際には、お客さまの求めに応じ、係員は所定の身分証明書を提示いたします。
⑤ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社は報道機関、印刷物等を通じガス事業法令の定める必要な事項を周知いたします。お客さまは十分にご確認をお願いします。
⑥ガス漏れを感知した場合は、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に連絡していただきます。
⑦ガスの供給又は使用が中断された場合、復旧のためにマイコンメーターの操作をしていただくことがあります。ガスの供給又は使用の状態が復旧しないときは、上記⑥の場合に準じて当社に連絡していただきます。
⑧保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、また、その際はお客さまに費用を負担していただくこともあります。場合によっては使用をお断りすることがあります。
⑨お客さまが、当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設やガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置することはできません。
⑩災害その他の不可抗力による場合、ガス工作物の修理その他工事による保安上必要がある場合等は、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。その場合、状況の許す限り、その旨をあらかじめ、適切な方法でお知らせいたします。
⑪その他、保安の確保を図るため、ガス小売供給約款に定める事項を遵守していただきます。

11. お客さまからの申出によるガス小売供給契約の変更・解除

①契約内容の変更の申し出があった場合、その変更は、申出の日から○日以降の定例検針日の翌日から適用といたします。
②ガス小売供給契約を解除しようとするお客さまは、あらかじめ解除しようとする日（以下「解除日」といいます。）と併せて、その旨をお申し出いただきます。

12. 当社からの申出によるガス小売供給契約の解除

①お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、ガス小売供給契約を当社から解除することがあります。また、契約解除をする場合は、解除日の遅くとも 15 日前及び 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。
イ.ガス料金の支払期限を経過してもなお、お支払いいただけない場合
ロ.ガス小売供給契約以外の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金及び料金以外の債務についてお支払いいただけない場合
ハ. お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき
ニ. その他ガス小売供給約款に違反し、その旨を警告しても改めていただけない場合
②契約解除前にガスの供給を停止する場合も、上記と同様に 2 回通知いたします。

13. 長期契約に係る割引き

○年単位でのガス小売供給契約を締結いただく場合、月々の基準単位料金から○銭/㎥（税込）の金額を割り引きいたします。○×割のご契約期間が○年以上となった場合は、上記単価を○銭/㎥（税込）に変更し、割り引きいたします。

14. 変更・解約に伴う費用

①割引契約（○○プラン）の違約金
割引適用開始日の次の定例検針日から○○か月以内に「○○プラン」契約の解除の申出、又はガス小売供給契約の解除の申出があった場合には、xxx 円（税込）の違約金を、原則として、ガス料金と合せてお支払いいただきます。
②消費機器等の買取金額
契約期間内に、ガス小売供給契約の解除の申出があったときは、当社が負担して設置した消費機器等を買い取っていただきます。その買取金額は以下の算式により、原則として、ガス料金と合せてお支払いいただきます。
（算定式）買取金額＝ 設置及び設備費用－（設置及び設備費用÷（契約年数×12 か月）×経過月数）

15. 各種の手続き・お問合せ

お客さまのガスの需要場所を特定する番号として、お客さま契約番号（仮）（供給地点特定番号）を検針票等で案内いたします。ガス小売供給契約の内容の変更・解除の手続き、お問合せは、下記までご連絡ください。

＜今後の供給について＞

①契約の締結後に供給条件を変更する場合やこの書面に記載のない事項の取扱いは、営業所等又は、ホームページでガス小売供給約款に定める最新の供給条件により確認することができます。
②ガス小売供給約款を変更する場合において、変更前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付は、ガス小売供給約款に定めた方法により行います。なお、お客さまが、変更を承諾いただけない場合は契約を解除することができます。

ガス小売事業者	○○ガス㈱（登録番号）　代表取締役社長　○○　○○ 住所： 電話番号：　（携帯電話、PHS も御利用いただけます） [受付時間：（平日）××：00～××：00（土日休祝日）××：00～××：00] **Web サービスによるお手続き・お問合せ（引越しの手続きや契約変更などのお申込み等）** ホームページ： メールアドレス： **◆ガス漏れ等の緊急時は直ちに下記までご連絡ください。** 電話番号：　（携帯電話、PHS も御利用いただけます）
代理店（媒介）・取次店	○×㈱　代表取締役社長　○○　○○ 住所： 電話番号：　（携帯電話、PHS も御利用いただけます） [受付時間：（平日）××：00～××：00（土日休祝日）××：00～××：00] メールアドレス： **Web サービスによるお手続き・お問合せ（引越しの手続きや契約変更などのお申込み等）** ホームページ： **◆セット商品・お手続き等に関しては、代理店（媒介）・取次店に問い合わせください。**

2021年度
第4回業務委員会
資料№7

2021 年 11 月 12 日
一般社団法人 日本コミュニティーガス協会

「2021 年度 コミュニティーガス認知度向上」ポスター制作要領

物　　件：2021 年度 コミュニティーガス認知度向上ポスター
サ イ ズ：A2 版（カラー）
部　　数：10,000 枚
納　　期：2021 年 2 月末
デ ザ イ ン：自由提案（当方の簡略なイメージは添付）

運動の呼称：　コミュニティーガス認知度向上運動
運動の主旨：　コミュニティーガス消費者を含む一般消費者に対し、コミュニティーガスに対する認知度向上を目的とし、液化石油ガスを導管で供給するコミュニティーガスの特徴を理解していただくことにより、コミュニティーガス団地に居住する良さを感じていただく。
主な掲示場所：　当協会の会員事業者の団地掲示板及び事業者の営業所構内等

必須コピー：　**災害に強いぞ!!我らのコミュニティーガス（旧簡易ガス）**（今回のテーマ）
スーパーマンに扮した"ほのまる"が「どうだ！」のポーズの図案
一般社団法人 日本コミュニティーガス協会（運動の主体者）
コミュニティーガス（ロゴ及びキャッチフレーズ入り）
http://www.jcga-page.or.jp/（協会 HP の URL）

随意コピー：　**以下の内容を分かりやすく伝えてください。**

- 風・水・雪害に強い埋設導管による供給です。
- 埋設導管はほとんど耐震化されているため、地震にも強い。
- 各家庭のマイコンメーターはガス使用時に一定時間震度５弱相当以上の揺れでガスの供給を遮断します。
- 団地のガス供給設備に付いている感震遮断装置は、震度６強相当以上の揺れでガスの供給を遮断します。
- 万が一、導管が破損した場合には仮設容器による戸別供給が可能ですので、供給停止は短時日となります。
- 団地にはガス主任技術者が定められているため、速やかな対応が可能です。

業者選考スケジュール等

デザイン提出期限	2022 年 1 月 12 日（水）
デザイン選考	当協会（業務委員会含む）
デザイン決定通知	2022 年　1 月 21 日（金）

その他　①見積提出時には、ポスター図案及び企画書（説明書）を添えるものとする。
②著作権に係る被写体を採用する場合は、事前に承諾を得たもののみを提出すること。
③支部にてＡ４封筒で郵送する為、ポスターを４つ折りにして納品すること。
④初めての試みですので来社していただければご説明します。

以　上

2021/10/14

コミュニティーガス認知度向上ポスター案 ver.1

サイズはＡ版またはＡ２版
作成枚数は、会員事業者数＋団地数が一応の目途。予算 vs 費用により検討。

災害に強いぞ!!

我らのコミュニティーガス

（旧簡易ガス）

ポスターのデザインはコンペで！

スーパーマンに扮した“ほのまる”が「どうだ！」のポーズ

コミュニティーガスの強さ

① 埋設導管による供給ですので、風・水・雪害に強い。
② 埋設導管はほとんど耐震化されているため、地震にも強い。
③ それぞれのご家庭にはマイコンメーターが設置されています。このマイコンメーターはガスをお使いの時に一定時間震度５弱相当以上の揺れを感じることでガスの供給を一旦遮断します。
④ 全てのガス供給設備には感震遮断装置が付いているため、震度６強相当以上の地震の場合にはガスの供給が一旦遮断されます。（安全が確認されれば供給が再開されます。）
⑤ 万が一、導管が破損した場合にはガスの供給を停止しますが、必要な場合には仮設容器による戸別供給が可能ですので、供給停止は短時日となります。
⑥ 全ての団地に担当するガス主任技術者が定められているため、速やかな対応が可能です。

（一社）日本コミュニティーガス協会

2021年度
第4回業務委員会
資料№8-1

カーボンニュートラル時代のエネファームの意義

コージェネ財団　燃料電池室

『2050 年カーボンニュートラル宣言』によりガス業界には厳しい対応が求められており、今後、電気代の大幅値上げが見込まれる中で、エネファームの価値が益々高まっております。

弊財団より
①『カーボンニュートラル時代のエネファームの意義』
②『一般家庭のエネルギーシステム比較表』１０電力エリア分
以上の資料を皆様に資料を配布しておりましたが、このたび資料を解説した動画を YouTube に掲載いたしました。双方とも LP ガス事業者向けに解説したものですので、ご参照下さい。

＜カーボンニュートラル時代のエネファームの意義＞全国 LP ガス協会提供
添付のダウンロード資料の最後に QR コードも掲載しておりますので、こちらからもアクセス可能です。
https://www.youtube.com/watch?v=gerekVCfIPA

＜エネルギーシステム比較表の解説動画＞・・・・・日本 LP ガス協会提供
添付のダウンロード資料は、各電力会社のエリアごとに製作しておりますが、動画で使用した資料は⑪総括（解説）をご参照下さい。
https://www.youtube.com/watch?v=Vp_a_qUD18c

<添付資料のダウンロード>
パスワードは　ace　　ダウンロード期限は１２/１４まで
対象名：★ カーボンニュートラル時代のエネファーム展開の意義（LP 版）.pptx（6.8MB）
ダウンロードリンク：
https://primedrive.jp/v2/access?key=-pGG18JoHku9G650vXc8aw

有効期限：2021/12/14 10:01　　ダウンロード回数：500

以上

2021年12月8日
ＥＮＥＯＳグローブ株式会社

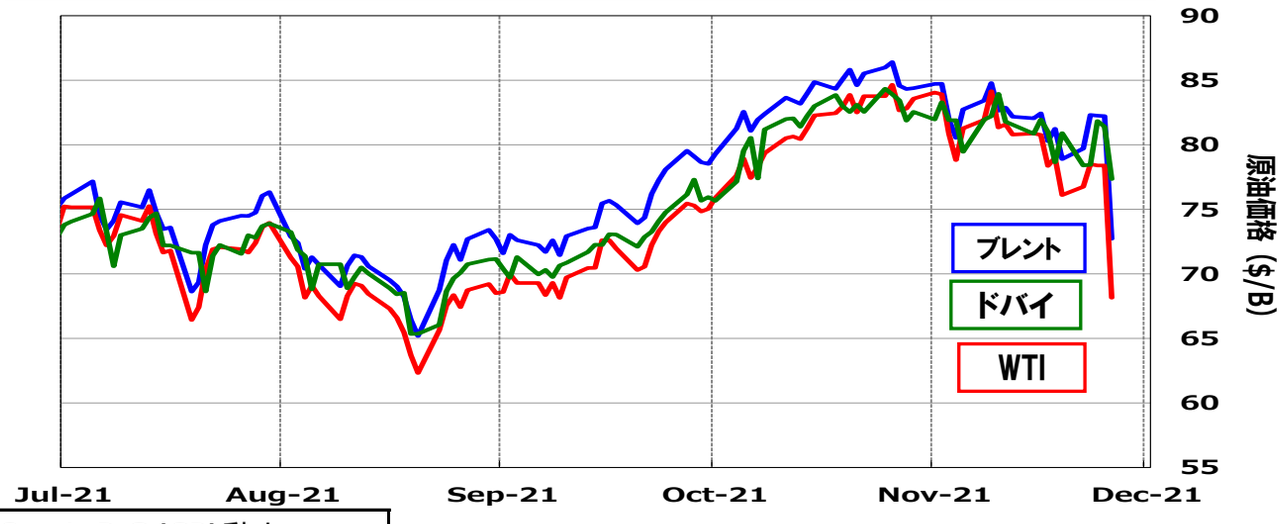
事業用原料の需給・価格動向等について（海外マーケット動向）

１．　当面の原油動向

WTIは、前々週より小幅下落。南アフリカで発見された新型コロナウイルスの新たな変異種「オミクロン型」に対して既存のワクチンや治療薬の効果が薄いとの報に加え、米連邦準備制度理事会（ＦＲＢ）議長が量的緩和の縮小を数カ月早く終えることを示唆すると、利上げのタイミングが前倒しになるとの予想から、30日の市況は、前日の＄70から大幅下落した。１日には、更に＄65.6まで下落したもののＯＰＥＣプラスが、２日毎月日量40万バレルずつ増産する従来の方針の維持を決定したことを受け、売り材料が出尽くしたと受け止められ、買いが次第に優勢となった。また、足元では新型コロナウイルスの変異型「オミクロン型」に対する市場の過度な警戒感が和らぎ、原油需要が縮小するとの観測が後退したことに加え、米株式相場が反発し、株式と同様にリスク資産とされる原油先物に買いが波及したことで、相場は値を戻している。

＜原油価格の推移＞

（＄/B）	8月	9月	10月	11月	12月6日	11月対比
WTI	67.7	71.5	81.2	78.7	69.5	-9.2
BRENT	70.5	74.9	83.7	80.8	73.1	-7.7
OMAN	69.4	73.0	81.6	80.2	70.1	-10.1



２．ＬＰＧ(CP)動向

１月ＣＰスワップは、Ｐ：＄６６５、Ｂ：＄６５５。
OPECプラスが２日に行われた閣僚級会合にて従来の計画を維持することを決定したことを受け、中東からの供給量に大きな影響はない見込みとなった。１月積みの中東アクセプタンスが出揃っておらず、中東ＦＯＢ積みの商談は低調なまま。ＱＰの１月積みアクセプタンスが一部後倒しになったが、これは月初にノミネーションが集中したことが要因との見方で供給には問題がない模様。ＣＰスワップ市況は原油価格に連れて急落したが、足元の原油価格反発を受け、値を戻している。Ｐ＞Ｂ格差は10ドルのブタン安。

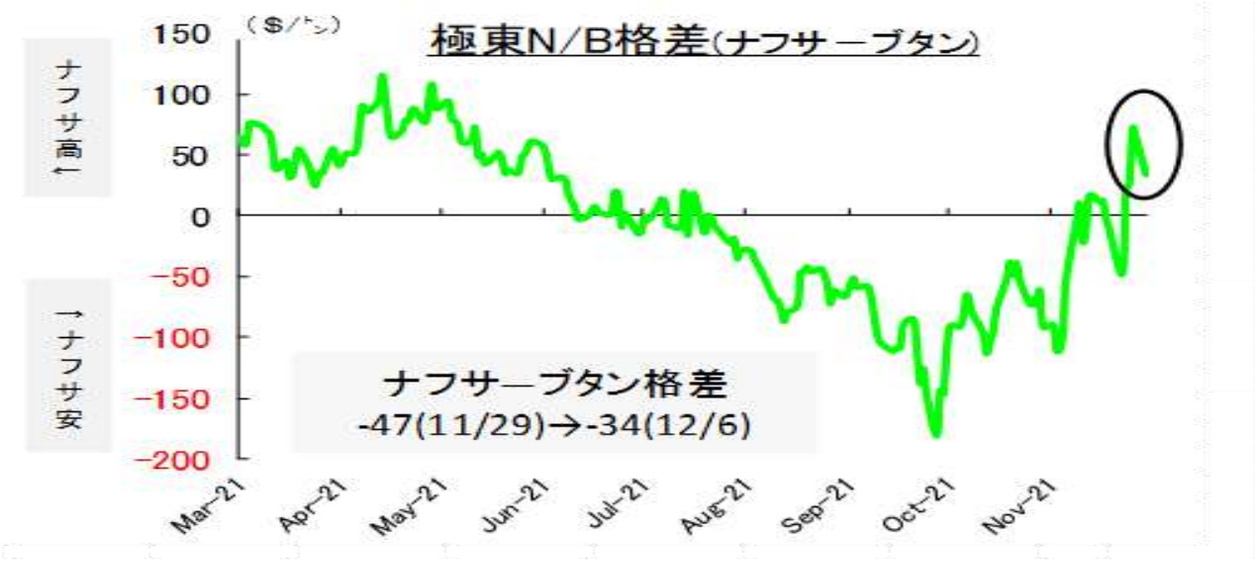
【 LPG価格推移（ＣＰ）/スポット市況等 】

＜CP推移表＞		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	平均
プロパン	2019FY	515	525	430	375	370	350	420	430	440	565	505	430	446
(AL等価比)		(93%)	(89%)	(74%)	(72%)	(68%)	(69%)	(81%)	(84%)	(82%)	(100%)	(90%)	(90%)	(83%)
	2020FY	230	340	350	360	365	365	375	430	450	550	605	625	420
		(75%)	(219%)	(172%)	(125%)	(102%)	(98%)	(108%)	(130%)	(127%)	(136%)	(134%)	(123%)	(129%)
	2021FY	560	495	530	620	660	665	800	870	795				666
		(104%)	(94%)	(95%)	(103%)	(108%)	(112%)	(129%)	(127%)	(119%)				(110%)
ブタン	2019FY	535	530	415	355	360	360	435	445	455	590	545	480	459
(AL等価比)		(98%)	(91%)	(72%)	(69%)	(67%)	(72%)	(85%)	(89%)	(86%)	(106%)	(99%)	(102%)	(86%)
	2020FY	240	340	330	340	345	355	385	440	460	530	585	595	412
		(80%)	(222%)	(165%)	(120%)	(98%)	(97%)	(111%)	(135%)	(132%)	(133%)	(131%)	(119%)	(129%)
	2021FY	530	475	525	620	655	665	795	830	750				649
		(100%)	(91%)	(95%)	(105%)	(108%)	(114%)	(130%)	(123%)	(114%)				(109%)

		11月平均	11/29	11/30	12/1	12/2	12/3	12/6	(先週比)
ＣＦＲ日本	P	833	781	711	693	633	650	674	(▲108)
	B	803	756	666	648	588	605	629	(▲128)
米国	P	656	589	531	536	488	524	521	(▲68)
	B	669	636	584	564	512	539	541	(▲95)

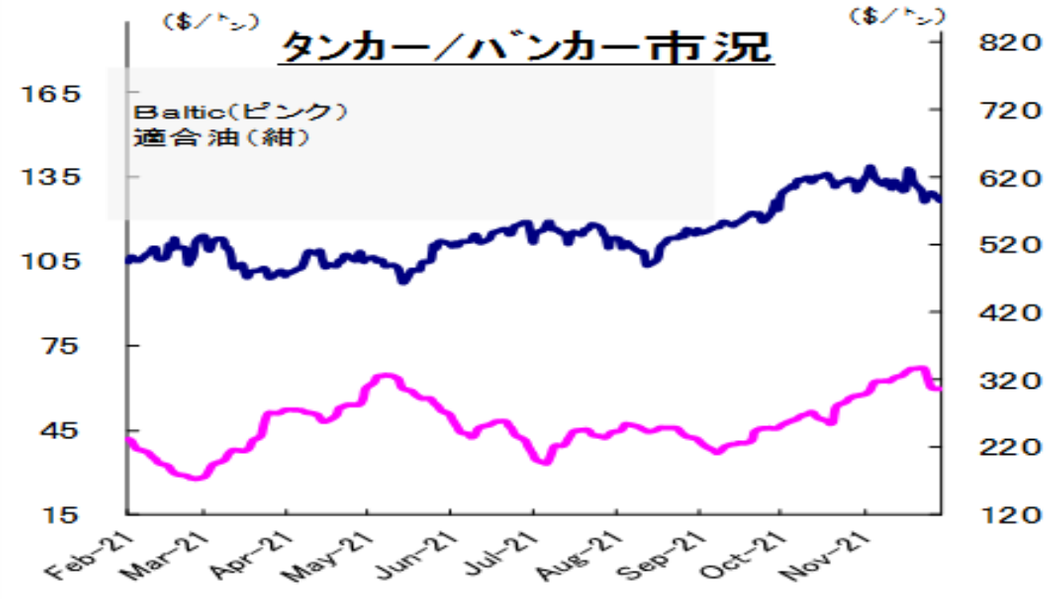
＝参考＝

極東ナフサ	$/ﾄﾝ	759	710	688	674	660	670	663	(▲47)
タンカー(中東-日本)	$/ﾄﾝ	61.8	67.1	67.0	64.3	61.4	59.9	59.7	(▲7.4)



3．ＬＰＧフレート動向

中東では１月積みアクセプタンスがまだカタールでしか出ておらず、商談は低調であった。また、米国積みも船腹タイト感は乏しく、米国積みの商談水準が下落したことを受け、市況は下落した。



以上

2021年度
第4回業務委員会
資料№9-2

原 料 価 格 推 移 表

年・月	プロパン価格(円) 10㎥ 小売価格	プロパン価格(円) 10kg 卸売価格	CIF価格(速報・プロパン) 対前月比	CIF価格(速報・プロパン) 円／ﾄﾝ	為替レート 対前月比	為替レート 円／ﾄﾞﾙ	FOB価格(CP・ﾄﾞﾙ／ﾄﾝ) 対前月比	FOB価格(CP・ﾄﾞﾙ／ﾄﾝ) プロパン	対前月比	ブタン	FOB価格(MB・ﾄﾞﾙ／ﾄﾝ) 対前月比	FOB価格(MB・ﾄﾞﾙ／ﾄﾝ) プロパン	対CP
2019年1月			−8,165	52,977	−3.52	109.99	−15	430	+5	420			
(R 1年)2月	7,781	1,205	−2,204	50,773	+1.40	111.39	+10	440	+50	470	+343	343	−97
3月			+2,735	53,508	+0.85	112.24	+50	490	+50	520	+5	348	−142
4月	7,761	1,248	+3,479	56,987	+0.49	112.73	+25	515	+15	535	−4	344	−171
5月			+1,576	58,563	−1.87	110.86	+10	525	−5	530	−17	327	−198
6月	7,769	1,236	−6,169	52,394	−1.74	109.12	−95	430	−115	415	−30	297	−133
7月			−3,733	48,661	+0.16	109.28	−55	375	−60	355	−74	223	−152
8月	7,739	1,142	−5,816	42,845	−1.95	107.33	−5	370	+5	360	+5	228	−142
9月			−2,096	40,749	+1.12	108.45	−20	350	0	360	−10	218	−132
10月	7,760	1,149	+2,584	43,333	+0.70	109.15	+70	420	+75	435	+16	234	−186
11月			+2,151	45,484	+0.75	109.90	+10	430	+10	445	+6	240	−190
12月	7,874	1,183	+5,077	50,561	+0.34	110.24	+10	440	+10	455	+39	279	−161
2020年1月			+4,365	54,926	+0.14	110.38	+125	565	+135	590	−21	258	−307
(R 2年)2月	7,890	1,230	−1,332	53,594	+0.60	110.98	−60	505	−45	545	−50	208	−297
3月			−7,771	45,823	−2.57	108.41	−75	430	−65	480	−4	204	−226
4月	7,893	1,155	−8,762	37,061	+0.55	108.96	−200	230	−240	240	−36	168	−62
5月			−1,937	35,124	−0.61	108.35	+110	340	+100	340	0	168	−172
6月	7,845	1,077	+411	35,535	+0.20	108.55	+10	350	−10	330	+44	212	−138
7月			+2,832	38,367	−0.71	107.84	+10	360	+10	340	+44	256	−104
8月	7,846	1,108	+1,382	39,749	−0.79	107.05	+5	365	+5	345	+2	258	−107
9月			−191	39,558	−0.29	106.76	0	365	+10	355	+13	271	−94
10月	7,836	1,107	+936	40,494	−0.49	106.27	+10	375	+25	380	−14	257	−118
11月			+3,982	44,476	−0.86	105.41	+55	430	+60	440	+13	270	−160
12月	7,844	1,165	+3,020	47,496	−0.57	104.84	+20	450	+20	460	+15	285	−165
2021年1月			+9,222	56,718	−0.15	104.69	+100	550	+70	530	+50	335	−215
(R 3年)2月	7,876	1,301	+4,741	61,459	+1.68	106.37	+55	605	+55	585	+117	452	−153
3月			+4,432	65,891	+3.26	109.63	+20	625	+10	595	+15	467	−158
4月	7,941	1,355	+191	66,082	+0.51	110.14	−65	560	−65	530	+13	480	−80
5月			−3,451	62,631	+0.06	110.20	−65	495	−55	475	−44	436	−59
6月	7,952	1,319	+214	62,845	+0.93	111.13	+35	530	+50	525	−9	427	−103
7月			+6,221	69,066	+0.18	111.31	+90	620	+95	620	+77	504	−116
8月	7,982	1,412	+5,190	74,256	−0.46	110.85	+40	660	+35	655	+63	567	−93
9月			+1,991	76,247	+0.32	111.17	+5	665	+10	665	+10	577	−88
10月	8,099	1,520	+11,129	87,376	+2.94	114.11	+135	800	+130	795	+96	673	−127
11月					+1.03	115.14	+70	870	+35	830	+80	753	−117
12月							−75	795	−40	790	−97	656	−139

(注) 1. 小売価格は、「経済産業省モニター調査」の全国平均値である。平成15年10月以降は、隔月発表の石油情報センターの資料による。
2. 卸売り価格は、(財)日本エネルギー経済研究所石油情報センターの資料による。(H3．9以降隔月調査に変更)
3. 「CIF価格」は、財務省貿易統計の速報値である。

2021/11/30

一般社団法人　日本コミュニティーガス協会　業務部

〔CIF価格〕

財務省貿易統計

※基準平均原料価格は平成21年4月以降に認可申請又は届出された地点群に適用される値です。

	CIF速報			CIF確報			基準平均原料価格				上限バンド
	数量(MT)	価格(千円)	CIF価格	数量(MT)	価格(千円)	CIF価格	参照期間			(円/t)	(円/t)
2019年4月	634,428	36,154,265	56,987	634,428	36,257,611	57,150	2018年11月	～	2019年1月	60,560	96,900
2019年5月	774,383	45,350,364	58,563	774,383	45,214,175	58,387	2018年12月	～	2019年2月	54,620	87,390
2019年6月	667,144	34,954,409	52,394	667,144	35,002,987	52,467	2019年1月	～	2019年3月	52,330	83,730
2019年7月	642,613	31,270,323	48,661	642,613	31,241,640	48,617	2019年2月	～	2019年4月	53,530	85,650
2019年8月	805,715	34,520,953	42,845	805,715	34,199,176	42,446	2019年3月	～	2019年5月	56,750	90,800
2019年9月	648,327	26,418,967	40,749	648,327	26,482,209	40,847	2019年4月	～	2019年6月	56,080	89,730
2019年10月	504,471	21,860,464	43,333	504,471	21,882,916	43,378	2019年5月	～	2019年7月	53,490	85,580
2019年11月	643,665	29,276,311	45,484	643,665	29,403,202	45,681	2019年6月	～	2019年8月	47,630	76,210
2019年12月	915,786	46,303,417	50,561	915,786	46,303,417	50,561	2019年7月	～	2019年9月	43,810	70,100
2020年1月	804,917	44,210,823	54,926	804,917	43,133,656	53,588	2019年8月	～	2019年10月	42,150	67,440
2020年2月	834,043	44,700,011	53,594	834,043	44,742,153	53,645	2019年9月	～	2019年11月	43,220	69,150
2020年3月	861,995	39,499,481	45,823	861,995	38,188,165	44,302	2019年10月	～	2019年12月	47,280	75,650
2020年4月	755,695	28,006,898	37,061	755,695	28,185,143	37,297	2019年11月	～	2020年1月	50,720	81,150
2020年5月	801,921	28,166,279	35,124	801,921	28,290,998	35,279	2019年12月	～	2020年2月	52,510	84,020
2020年6月	503,136	17,878,931	35,535	503,136	17,855,643	35,489	2020年1月	～	2020年3月	50,930	81,490
2020年7月	754,202	28,936,295	38,367	754,202	29,053,010	38,522	2020年2月	～	2020年4月	45,250	72,400
2020年8月	497,940	19,792,485	39,749	497,940	19,797,399	39,759	2020年3月	～	2020年5月	39,070	62,510
2020年9月	615,671	24,354,838	39,558	615,671	24,475,331	39,754	2020年4月	～	2020年6月	36,080	57,730
2020年10月	579,920	23,483,056	40,494	579,920	24,236,525	41,793	2020年5月	～	2020年7月	36,460	58,340
2020年11月	566,010	25,173,811	44,476	566,010	25,252,153	44,614	2020年6月	～	2020年8月	38,000	60,800
2020年12月	723,614	34,368,680	47,496	723,614	34,368,680	47,496	2020年7月	～	2020年9月	39,190	62,700
2021年1月	974,126	55,250,749	56,718	974,126	54,658,647	56,110	2020年8月	～	2020年10月	40,010	64,020
2021年2月	956,586	58,790,558	61,459	956,586	59,304,245	61,996	2020年9月	～	2020年11月	41,940	67,100
2021年3月	900,142	59,311,489	65,891	900,142	59,236,948	65,808	2020年10月	～	2020年12月	44,850	71,760
2021年4月	715,436	47,277,698	66,082	715,436	46,797,591	65,411	2020年11月	～	2021年1月	50,740	81,180
2021年5月	666,873	41,766,713	62,631	666,873	41,883,947	62,806	2020年12月	～	2021年2月	55,690	89,100
2021年6月	636,436	39,997,059	62,845	636,436	40,061,154	62,946	2021年1月	～	2021年3月	61,210	97,940
2021年7月	519,476	35,878,161	69,066	519,476	35,825,787	68,965	2021年2月	～	2021年4月	64,470	103,150
2021年8月	534,179	39,666,139	74,256	534,179	39,636,686	74,201	2021年3月	～	2021年5月	64,760	103,620
2021年9月	633,069	48,269,673	76,247	633,069	48,978,098	77,366	2021年4月	～	2021年6月	63,740	101,980
2021年10月	695,530	60,772,692	87,376				2021年5月	～	2021年7月	64,640	103,420
2021年11月							2021年6月	～	2021年8月	68,370	109,390
2021年12月							2021年7月	～	2021年9月	73,360	117,380
2022年1月							2021年8月	～	2021年10月	80,200	128,320
2022年2月							2021年9月	～	2021年11月		
2022年3月							2021年10月	～	2021年12月		

2021年度
第4回業務委員会
資料№11-1

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））

（令和３年８月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

令和３年８月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、６，６０９，５０１㎥となり、対前年同月比８８．２％、調定数は、対前年同月比９９．０％、平均販売量は、対前年同月比８９．１％だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ７，２６１（対前月より４地点群減少、対前年同月比９９．７％）、１，８１４，８０８（対前月より６１０地点減少、対前年同月比９９．７％）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、１，３２７，９２４個（対前年同月比９９．５％）、調定数は、１，１００，３８５件（対前年同月比９９．０％）、そのうち家庭用メーター取付数は、１，３１６，２１５個、調定数は、１，０９１，３８８件である。
メーター取付数は、全体で対前月１，２６６個の減少（対前月比９９．９％）、調定数は、対前月６３２件の減少（対前月比９９．９％）であった。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、６，６０９，５０１㎥で、そのうち家庭用は、５，８９４，３３７㎥（構成比８９．２％）となっている。

平均販売量

経済産業局名	生産量(販売量)対前年同月比	生産量(販売量)対前年同月比	平均販売量	平均販売量	平均販売量
	家庭用	総販売量	2020年8月	2021年8月	対前年同月比
	%	%	㎥／月	㎥／月	%
北海道局	89.64	92.27	4.74	4.42	93.2
東北局	85.1	88.32	8.08	7.23	89.47
関東局	84.52	86.39	7.84	6.85	87.43
中部局	87.97	89.04	7.29	6.52	89.51
北陸支局	86.64	89.48	6.01	5.42	90.18
近畿局	84.57	85.58	6.32	5.48	86.75
中国局	85.54	85.63	6.28	5.45	86.77
四国局	91.28	91.21	5.86	5.41	92.3
九州局	89.3	90.24	5.89	5.36	90.96
沖縄局	107.58	106.87	4.35	4.62	106.03
全　国	86.72	88.22	6.74	6.01	89.12

ガス事業生産動態統計集計表(令和3年8月分)総括表

項目1	項目2	項目3	単位	北海道局	東北局	関東局	中部局	北陸支局	近畿局	中国局	四国局	九州局	沖縄局	い号合計	ろ号合計	合　計
供給地点群数			個	341	601	2,061	649	279	1,000	604	350	1,180	196			7,261
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0			21
供給地点数			個	140,923	154,757	522,050	174,080	59,076	215,901	139,660	71,566	303,279	33,516			1,814,808
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	4,030	0	0	0	0	0	0	0			4,030
原料	月始在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	5,666,206	9,040	5,675,246
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	受入量		kg	790,578	1,363,027	4,405,844	1,379,819	284,557	1,368,052	853,644	492,547	2,268,078	262,985	13,432,275	36,856	13,469,131
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	31,669	0	0	0	0	0	0	0			31,669
	消費量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	5,661,493	35,399	5,696,892
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	過欠補正		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	76,207	2,596	78,803
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	月末在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	5,697,247	9,800	5,707,047
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
需要家メーター数	家庭用取付数	取付数	個	96,818	112,610	375,738	126,936	38,264	153,735	94,238	56,724	228,309	32,843			1,316,215
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,456	0	0	0	0	0	0	0			3,456
		調定数	個	81,312	92,661	321,164	107,013	28,645	120,196	76,134	43,065	191,871	29,327			1,091,388
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,006	0	0	0	0	0	0	0			3,006
	商業用	取付数	個	1,572	1,363	3,452	587	325	698	286	137	675	15			9,110
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
		調定数	個	931	1,005	2,720	481	209	579	231	77	594	12			6,839
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
	その他	取付数	個	493	330	409	173	88	248	269	23	551	15			2,599
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		調定数	個	393	282	351	141	66	204	227	20	464	10			2,158
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計	取付数	個	98,883	114,303	379,599	127,696	38,677	154,681	94,793	56,884	229,535	32,873			1,327,924
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,473	0	0	0	0	0	0	0			3,473
		調定数	個	82,636	93,948	324,235	107,635	28,920	120,979	76,592	43,162	192,929	29,349			1,100,385
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,023	0	0	0	0	0	0	0			3,023
生産量	家庭用		m^3	292,363	532,756	1,995,166	640,121	134,426	613,598	387,533	227,149	938,029	133,196			5,894,337
(販売量)	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	35,928	0	0	0	0	0	0	0			35,928
	商業用		m^3	44,133	90,380	171,368	50,844	16,828	28,319	10,999	1,792	37,828	2,051			454,542
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	790	0	0	0	0	0	0	0			790
	その他		m^3	28,577	56,306	55,728	11,285	5,432	20,923	19,071	4,406	58,633	261			260,622
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計		m^3	365,073	679,442	2,222,262	702,250	156,686	662,840	417,603	233,347	1,034,490	135,508			6,609,501
	(うち圧縮天然)		m^3	0	0	36,718	0	0	0	0	0	0	0			36,718

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））

（令和３年９月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

令和３年９月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、６，７４８，７３９㎥となり、対前年同月比１０９．５％、調定数は、対前年同月比９９．０％、平均販売量は、対前年同月比１１０．６％だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ７，２５２（対前月より９地点群減少、対前年同月比９９．６％）、１，８１３，５９２（対前月より１，２１６地点減少、対前年同月比９９．７％）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、１，３２６，５０８個（対前年同月比９９．４％）、調定数は、１，０９８，８７７件（対前年同月比９９．０％）、そのうち家庭用メーター取付数は、１，３１４，８００個、調定数は、１，０８９，８９７件である。
メーター取付数は、全体で対前月１，４１６個の減少（対前月比９９．９％）、調定数は、対前月１，５０８件の減少（対前月比９９．９％）であった。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、６，７４８，７３９㎥で、そのうち家庭用は、６，１４１，７６７㎥（構成比９１．０％）となっている。

平均販売量

経済産業局名	生産量(販売量)対前年同月比	生産量(販売量)対前年同月比	平均販売量	平均販売量	平均販売量
	家庭用	総販売量	2020年9月	2021年9月	対前年同月比
	%	%	㎥／月	㎥／月	%
北海道局	96.97	94.83	4.47	4.29	95.91
東北局	107.42	102.93	6.9	7.2	104.28
関東局	115.42	112.87	6.13	7	114.27
中部局	117.19	113.4	5.72	6.52	113.9
北陸支局	105.11	103.98	5.28	5.54	104.91
近畿局	114.51	113.88	5.04	5.81	115.42
中国局	116.19	112.5	5.02	5.74	114.22
四国局	107.67	107.43	4.98	5.41	108.51
九州局	110.22	108.49	5.16	5.65	109.34
沖縄局	100.3	100.12	4.42	4.41	99.69
全　国	112.01	109.46	5.55	6.14	110.61

ガス事業生産動態統計集計表(令和3年9月分)総括表

項目1	項目2	項目3	単位	北海道局	東北局	関東局	中部局	北陸支局	近畿局	中国局	四国局	九州局	沖縄局	い号合計	ろ号合計	合　計
供給地点群数			個	341	600	2,059	649	279	997	602	350	1,179	196			7,252
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0			21
供給地点数			個	140,895	154,389	521,892	174,084	59,076	215,526	139,513	71,566	303,134	33,517			1,813,592
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	4,030	0	0	0	0	0	0	0			4,030
原料	月始在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	5,587,164	9,800	5,596,964
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	受入量		kg	768,306	1,497,420	4,807,141	1,532,853	354,842	1,470,404	899,488	542,836	2,395,959	256,169	14,492,913	32,505	14,525,418
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	31,262	0	0	0	0	0	0	0			31,262
	消費量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	5,737,653	40,951	5,778,604
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	過欠補正		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	21,149	6,554	27,703
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	月末在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	5,794,448	3,750	5,798,198
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
需要家メーター数	家庭用取付数	取付数	個	96,700	112,541	375,156	126,923	38,243	153,660	93,813	56,715	228,200	32,849			1,314,800
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,456	0	0	0	0	0	0	0			3,456
		調定数	個	81,202	92,552	320,727	106,982	28,567	120,066	75,859	43,066	191,604	29,272			1,089,897
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	2,991	0	0	0	0	0	0	0			2,991
	商業用	取付数	個	1,573	1,360	3,456	587	324	701	283	137	676	15			9,112
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
		調定数	個	920	1,006	2,720	478	208	580	230	76	597	12			6,827
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
	その他	取付数	個	493	330	407	174	88	246	268	23	552	15			2,596
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		調定数	個	393	282	349	141	66	202	226	20	464	10			2,153
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計	取付数	個	98,766	114,231	379,019	127,684	38,655	154,607	94,364	56,875	229,428	32,879			1,326,508
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,473	0	0	0	0	0	0	0			3,473
		調定数	個	82,515	93,840	323,796	107,601	28,841	120,848	76,315	43,162	192,665	29,294			1,098,877
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,008	0	0	0	0	0	0	0			3,008
生産量	家庭用		m^3	298,096	560,100	2,075,242	657,050	135,163	653,438	412,149	227,533	996,069	126,927			6,141,767
(販売量)	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	33,087	0	0	0	0	0	0	0			33,087
	商業用		m^3	31,171	67,635	136,059	34,284	14,731	25,299	10,192	1,745	38,030	1,949			361,095
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	761	0	0	0	0	0	0	0			761
	その他		m^3	24,339	47,734	56,501	9,883	10,002	23,863	15,416	4,041	53,764	334			245,877
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計		m^3	353,606	675,469	2,267,802	701,217	159,896	702,600	437,757	233,319	1,087,863	129,210			6,748,739
	(うち圧縮天然)		m^3	0	0	33,848	0	0	0	0	0	0	0			33,848

2021年度
第4回業務委員会
資料№11-2

2022年度　本部年間主要行事予定表

2021年11月現在
一般社団法人日本コミュニティーガス協会

		定時総会	理　事　会	常任理事会	業務委員会	技術委員会	事務局会議	そ　の　他　委　員　会
2021年度	2022年１月		２０	２０	１９	１８		２０　総務委員会　新春懇親会中止
	２月						１６	
	３月		１８	１８	９	１０		１８　総務委員会・保安委員会
2022年度	４月							
	５月		２０	２０	１１	１２		２０　表彰選考委員会・総務委員会・（正副会長会議）
	６月	１６	１６	１６			１７	
	７月				６	７		
	８月							
	９月		＊　２９～３０	＊　２９～３０				
	１０月				＊１３　～１４	＊２０～２１		
	１１月		１１	１１			１	１１　総務委員会
	１２月				７	８		
	2023年１月		１９	１９	１９	１９		１９　総務委員会
	２月						２２	
	３月		１７	１７	８	９		１７　総務委員会・保安委員会

（注）１．　＊印は地方開催を示す。
［開催地］　＊理事会、常任理事会：四国（高松）　　＊業務委員会：中国　　＊技術委員会：東北
２．　現在、確定しているものは、＿＿＿＿で示した。
３．　２０２２年度経済産業大臣表彰式は、２０２２年１１月１０日（木）開催予定。
１１月開催の理事会等諸会議は、「ガス保安功労者経済産業大臣表彰式」の日程により、変更があり得る。

2021年度
第4回業務委員会
資料№12

2021.12.8

２０２２年度事業計画の基本方針案（業務関連）

１．ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

（１）ガス事業法における規制や報告手続等の周知・徹底

（２）経過措置料金規制団地への継続的な対応支援

（３）申請書・届出書記載例（業務編）等の発行

（４）２０２３年標準係数改訂対応

２．将来の検証作業に向けた調査・検討

今後見込まれる検証作業や制度見直しに向け、制度運営の実態や制度上の問題点を把握する等、必要な調査・検討の実施。

３．経営基盤の強化

（１）収益基盤の強化

① 関係団体（プレハブ建築協会等）との連携した需要開発に資する情報提供

② 建替・リフォーム時のガス需要確保と機器販売促進等のための情報提供

（２）コミュニティーガス事業の普及促進

① コミュニティーガス認知度向上に向けた周知策継続

② 会員事業者による顧客接点強化活動の推進支援

③ 新たな普及促進につながる情報提供

以 上